

議案第 22 号 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の
制定について

それでは、議案第 22 号の大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2 ページ目をお願いいたします。委員会の概要について説明いたします。委員会の名称でございますが、「大津市宿泊税検討委員会」としております。

本委員会の設置目的につきましては、地方自治体が持つ課税自主権を活用し、新たな観光財源を確保することを目的に、地方税法第 731 条第 1 項の規定に基づく法定外目的税として、宿泊税の導入に向けた必要な事項を審議する場としております。

委員定数につきましては、7 人以内としております。また、委員構成については、学識経験者、観光関係団体の代表者、商工関係団体の代表者を予定しております。

最後に、開催回数に関しては、答申までに 5 回程度の開催を予定しております。

3 ページ目をお願いいたします。

次に、大津市宿泊税検討委員会について、説明いたします。

まず1点目、宿泊税導入を検討する理由についてですが、令和6年11月通常会議一般質問において、他自治体の事例を踏まえ、宿泊税の導入検討について提案があったことを受け、本市としても他市事例の研究や観光事業者との意見交換を行ってきました。

あわせて、新たな観光計画の策定に向けた意見交換会の中で、観光まちづくりを持続して進めていくためには、観光への投資を継続していくための安定的な財源確保が必要であるとの課題意識が共有されましたことから、こうした経緯を踏まえ、安定的な財源確保の手法として、宿泊税導入について検討することといたしました。

次に2点目、委員会において審議を予定している事項について、ご説明いたします。本委員会では、大津市における宿泊税導入の必要性、また、その用途や目的、具体的な課税要件、さらには導入が事業者に及ぼす影響をふまえた支援の検討を行う予定としております。

最後に3点目、法定外目的税について説明します。「法定外目的税」とは、地方自治体が、条例により独自に設けることが可能な地方税のことを言います。「法定外目的税」は、税収の用途を特定の目的に限定することとされており、この税を新設する際には、総務

大臣に協議し、その同意を得なければならないとされています。

4 ページ目をお願いいたします。次に、スケジュール案についてご説明いたします。まず、宿泊税検討委員会の開催予定につきまして、ご説明いたします。今般の2月通常会議にて議決を賜りましたのち、4月に委員の委嘱を行い、その後、第1回目の検討委員会を開催する予定としております。その後につきましては、おおむね月1回のペースで委員会を開催する計画としております。

また、宿泊税に直接関係する宿泊事業者の方々を中心とした説明会の実施や、アンケートを実施し、意見聴取する機会を設ける予定です。

これらもふまえ、委員会において、必要な審議を重ねた上で、5回目の開催時に結論を取りまとめます。答申時期といたしましては、検討委員会の開催日程や議論の進行状況にもよりますが、早くても令和8年の秋以降に答申を得る想定としております。

続きまして、委員会から宿泊税導入が必要である旨の答申を受けることが前提にはなりますが、参考までに、宿泊税の実際の課税開始までのスケジュールについて、簡潔にご説明いたします。

委員会から答申を得たのちに、パブリックコメントを実施します。その後、宿泊税条例案を議会に上程し、議会での議決を賜りま

したのち、宿泊税条例の制定となります。

条例制定後は、法定外目的税の新設における、総務大臣協議を行い、総務大臣同意を得たのち、課税開始となります。以上が現在のスケジュール案となっております。

5 ページ目をお願いいたします。今回の条例の改正案を記載しています。当ページの記載の事項について、大津市附属機関設置条例の別表市長の部大津市入札監視委員会の項の次に次のように加える予定です。内容については、2 ページと同じですので省略いたします。

以上で、大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に関する説明といたします。よろしくをお願いいたします。